

介護保険を利用すると、
 こんな**サービス**が
 受けられます

介護が必要になった
 時の**手続き**を
 知りたい

みんなで支え合う
介護保険

いい日 いい日

11月11日は

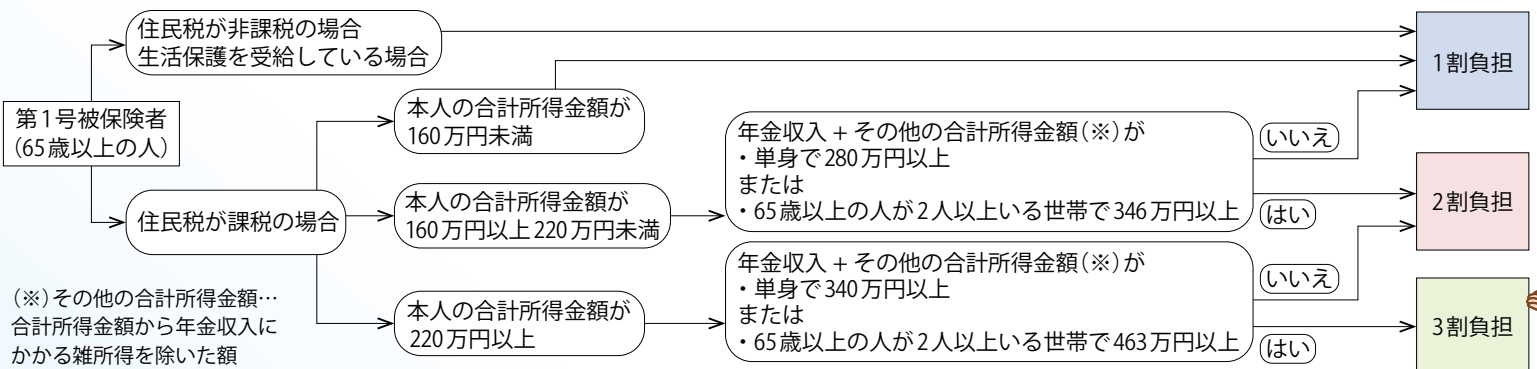
介護の日

介護保険は、介護を必要とする状態になっても、
 自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を
 社会全体で支える制度です。
 今回の介護保険特集号では、介護の日に合わせて、
 介護保険の制度についてお知らせします。

介護保険制度の
仕組みを
 教えて

介護の
仕事を
 したい

介護保険制度の一部が改正され、平成30年8月1日から利用者負担割合に3割が新たに導入されました



介護の日について

平成20年に、厚生労働省は「介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者
 およびその家族・介護従事者を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会
 における支え合いや交流を促進する日」として、11月11日を「介護の日」と決めました。

介護保険で利用できるサービス (港区の介護サービスの例)

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や身の回りの世話をを行います。

訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合やその他の施設の利用が困難な場合等に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介護を行います。

訪問看護

看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理・指導等を行います。

通所介護(デイサービス)

高齢者が在宅サービスセンター等の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練を日帰りでを行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院、診療所等でリ

ハビリテーションを日帰りでを行います。

短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を行います(原則として医療的処置は行いません)。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、必要な医療的処置および日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等で、日常生活上の世話や介護等を行います。

福祉用具貸与

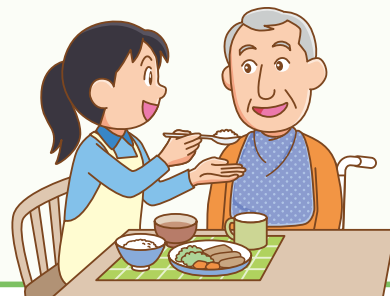
車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与します。

特定福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレや入浴補助用具等、入浴や排せつに使用する福祉用具を指定事業所から購入したときに、福祉用具購入費を支給します。

住宅改修費の支給

居宅での手すりの取り付け、段差の解消等の住宅改修を行ったときに、住宅改修費を支給します。
※工事着工前の申請が必要です。申請書類には、2者以上の見積書が必要です。



地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間体制で、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーや看護師等が居宅を訪問し、介護や看護を行います。

夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や日常生活上の世話を行います。

地域密着型通所介護

定員が18人以下の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りでを行います。

認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

定員が12人以下の通所介護施設で、認知症の人を対象に、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りでを行います。

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供します。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が家庭的な環境で共同生活するグループホームで、介護や日常生活上の世話を行います。

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状態に応じて、通所・宿泊・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症等により、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所します。

介護老人保健施設(老人保健施設)

医師の指示のもとで、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します(常勤の医師がいます)。

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人が入院する医療機関の病床です。

介護医療院

長期にわたり療養が必要である人が、医療と介護を一体的に受けられ、生活の場としての機能も兼ね備えた施設です。

介護保険で介護サービスを利用する手続き

介護サービス利用までの流れ

介護が必要な状況になったら…

- 日常生活が困難になってきた
- 車いすを使いたい
- 家に手すりをつけたい
- 施設に入所したい

要介護認定の申請をします

区役所や各総合支所、高齢者相談センターで、申請を受け付けています。
※介護保険被保険者証(青色)をご用意ください。

認定審査を受けます

認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状況について聞き取り調査を行います。
区から主治医に対し意見書の作成を依頼します。

認定結果が通知されます

区は介護認定審査会で、介護の必要性の有無および介護の必要度を判定し、要介護認定の申請者に結果をお知らせします。

要介護認定を受けた人または介護予防・生活支援サービス事業の利用者に介護保険負担割合証が交付されます

介護サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合(1~3割)が記載されています。



介護サービスの利用を開始します

ケアマネジャー(介護支援専門員)等が本人や家族と話し合いながら、サービス利用計画(ケアプラン)を作り、サービス事業者と契約し、介護サービスの利用を開始します。
介護サービスを利用した人は、かかった費用の1~3割を負担します。
ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません。

要介護状態区分

要支援1・2 介護予防・生活支援サービス事業または、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
心身機能の改善につながる可能性が高い人等が受けるサービスを利用できます。

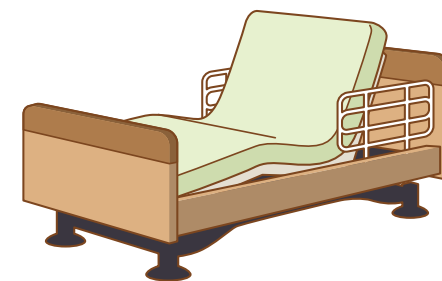
要介護1~5 介護保険の介護サービスを利用できます。
心身の状態により、さまざまな支援があります。
非該当 区が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

※介護が必要な度合いを、要支援1・2、要介護1~5という段階(要介護状態区分)に分けて認定します。介護が必要な度合いに応じて、利用できるサービスの種類や回数、介護保険で利用できる額の上限が異なります。

要介護認定には有効期間があります

要介護認定の有効期間は、原則として12か月間です(更新申請の場合、最長36か月間の場合もあります)。有効期間満了日以後も、引き続き介護サービスを利用する場合は、更新申請が必要です。
なお、更新の対象者には有効期間満了日の60日前頃に、区から更新手続きの通知が郵送されます。
有効期間内に心身の状態が悪化した場合は、申請窓口に区分の変更を申請してください。

問い合わせ 介護保険課介護認定係 ☎3578-2885~90



介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、区が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上(一部の事業は60歳以上)の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。詳しくは、お問い合わせください。

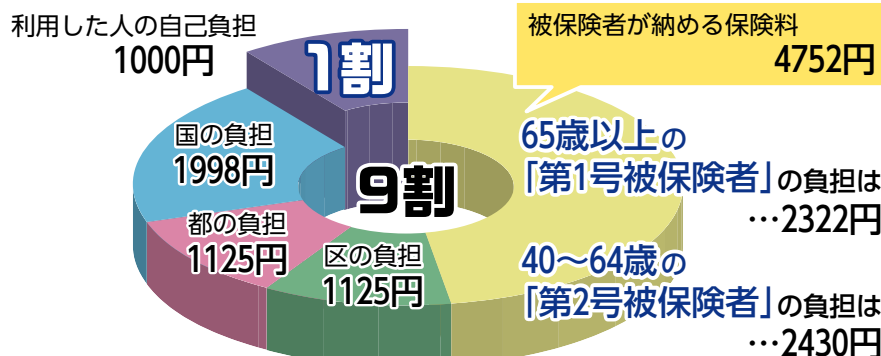
問い合わせ 高齢者支援課介護予防推進係 ☎3578-2930

介護サービスの費用負担について

介護サービスを利用すると、かかった費用の1~3割を、利用した人が負担します。
残りの7~9割を、公費と被保険者が納付する保険料で負担します。

利用者の自己負担が1割の場合

例えば、1万円分の介護サービスを利用したとすると・・・



高額介護(介護予防)サービス費の支給

1か月に利用した介護サービスの自己負担額(※1)が表の上限額を超えた場合、その差額分が支給されます。該当の人には、区から「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」をお送りします。

表 1か月あたりの自己負担上限額

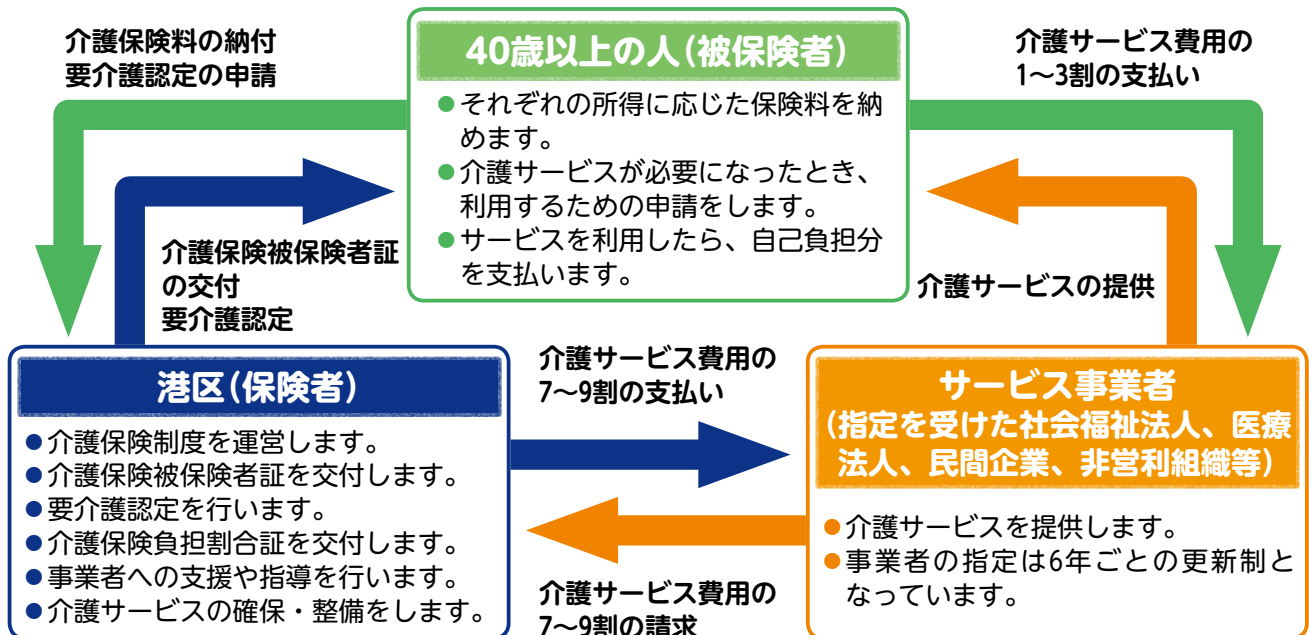
所得区分	上限額(世帯合算)
現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上520万円以上の人)	4万4400円
一般世帯(住民税課税世帯の人)	4万4400円(※2)
●住民税非課税世帯	
●利用者負担を2万4600円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合(境界層該当措置)	2万4600円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	1万5000円(※3)
世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1万5000円(※3)
●生活保護の受給者	
●利用者負担を1万5000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合(境界層該当措置)	1万5000円

※1 特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費は含みません。
※2 負担割合が1割の世帯については、8月~翌年7月の1年間で44万6400円(3万7200円×12か月)が年間上限額になります。
※3 世帯単位でなく、個人単位の上限額です。

問い合わせ 介護保険課介護給付係 ☎3578-2876~80

介護保険制度の仕組み

介護保険は、介護が必要になった人を、その家族だけでなく社会全体で支え合うためにつくられた制度です。制度の運営は区(保険者)が行い、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、介護サービスにかかる費用の1~3割の自己負担でサービスを利用することができます。



65歳になったら 介護保険被保険者証 が交付されます

65歳になった人(第1号被保険者)には、区から介護保険被保険者証(被保険者証)が交付されます。

※40~64歳の人(第2号被保険者)は、要介護認定の申請をして認定結果が出た場合に、被保険者証が交付されます。

被保険者証はこんなときに必要です

- 介護認定を申請(更新)するとき
 - サービス利用計画(ケアプラン)の作成を依頼するとき
 - 介護サービスを利用するとき
- 介護保険の申請が必要になったときのために、大切に保管しましょう。



問い合わせ
介護保険課介護保険料係 ☎3578-2891~7

介護が必要に
なったとき、
困ったときは…

お近くの高齢者相談センターへ

(地域包括支援センター)

区では、高齢者の皆さんや介護をしている皆さんの総合的な相談窓口として、区内5地区に高齢者相談センター(地域包括支援センター)を設置しています。高齢者相談センターでは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健士等が中心となって、高齢者を支援します。

こんな相談をお受けします

- 高齢者福祉サービスや介護保険に関すること
- 介護予防の取り組みに関すること
- 消費生活被害や虐待等、高齢者の権利擁護に関すること

受付時間

- 毎週月～土曜 午前9時～午後7時30分
- 日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時
- 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外でも可能です。

高輪地区

高齢者相談センター

(地域包括支援センター白金の森)

☎3449-9669

〒108-0071 白金台5-20-5

赤坂地区総合支所

麻布地区総合支所

高輪地区総合支所

芝浦港南地区総合支所

芝浦港南地区総合支所
台場分室

赤坂地区高齢者相談センター
(北青山地域包括支援センター)

☎5410-3415

〒107-0061 北青山1-6-1

麻布地区高齢者相談センター
(南麻布地域包括支援センター)

☎3453-8032

〒106-0047 南麻布1-5-26

芝地区高齢者相談センター
(芝地域包括支援センター)

☎5232-0840

〒105-0014 芝3-24-5

芝浦港南地区
高齢者相談センター

(地域包括支援センター港南の郷)

☎3450-5905

〒108-0075 港南3-3-23



介護保険ガイドブックをご利用ください

区では、介護保険の仕組みやサービスの利用方法を詳しく解説したガイドブック「あったかいね！ 介護保険」を作成しています。介護保険課(区役所2階)・各総合支所・高齢者相談センター等で配布しています。ぜひご利用ください。

介護の仕事に従事する人を支援しています

介護サービスを利用する人は増えていますが、介護の仕事に従事する人は、依然として不足しています。区では、介護が必要になったとき、安定的に介護サービスが受けられるように、介護人材を育成するための支援や介護サービス事業者への指導等を行っています。
※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

介護職員研修受講費用等の助成(介護人材育成支援事業)

- (1) 介護福祉士資格取得助成事業
- (2) 介護職員初任者研修受講助成事業
- (3) 介護職員実務者研修受講助成事業等を実施しています。

介護のしごと面接・相談会

区内介護サービス事業者が出展する面接・相談会を開催し、働きたい人と区内介護サービス事業者を結びつけます。
次回は平成31年1月29日(火)を予定しています。

介護就労支援・雇用相談等支援事業

区では、介護事業所に就労した人や介護事業者の相談事業を実施しています。

問い合わせ

介護保険課介護事業者支援係
☎3578-2821・81~3

問い合わせ

○介護保険料・被保険者証について
介護保険課介護保険料係

☎3578-2891~7

○介護保険料の納付相談について
介護保険課介護収納相談担当

☎3578-2895・6

○要介護認定について

介護保険課介護認定係

☎3578-2885~90

○介護サービスと利用料について
介護保険課介護給付係

☎3578-2876~80

○介護サービスの苦情・相談について
介護保険課介護事業者支援係

☎3578-2821・81~3

○高齢者相談センター(地域包括支援センター)について
高齢者支援課高齢者相談支援係

☎3578-2407~11

○介護予防・日常生活支援総合事業について
高齢者支援課介護予防推進係

☎3578-2930

○介護マークの配付について
高齢者支援課在宅支援係

☎3578-2400~6

介護マークの配付について

介護する人の精神的な負担を軽減し、周囲からの協力を得られるように、認知症や障害がある人を介護する家族等に介護マークを配付します。



問い合わせ

高齢者支援課在宅支援係
☎3578-2400~6